

徳島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	変更年月日
		旧	新		
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一―六	咲くら通所リハビリセンター	TAOKA通所リハビリセンター万代	徳島市万代町四丁目二―二	令和七年四月一日
同	同	咲くら訪問リハビリセンター	TAOKA訪問リハビリセンター万代	同	同
同	同	田岡病院訪問看護ステーション	TAOKA訪問看護ステーション万代	同	同
同	同	咲くら訪問看護リハビリステーション	TAOKA訪問看護ステーション山手	同 東山手町一丁目五	同
同	同	咲くらヘルパーステーション	TAOKAヘルパーステーション山手	同	同
医療法人きたじま倚山会	同	きたじま訪問リハビリセンター	TAOKA訪問リハビリセンター北島	板野郡北島町鯛浜字川久保三〇―一	同
同	同	きたじま通所リハビリセンター	TAOKA通所リハビリセンター北島	同	同

同	同	同	同	
同	同	同	同	
通所介護デイフィット ネスセンターきたじま	きたじまヘルパース テーション	きたじま指定居宅介護 支援事業所	きたじま訪問看護リハ ビリステーション	
T A O K A デイフィッ トネスセンター川内	T A O K A ヘルパース テーション北島	T A O K A ケアプラン センター北島	T A O K A 訪問看護ス テーション北島	
徳島市川内町榎瀬七 四四一	同	同	同 外野三四 字	
同	同	同	同	